

はしがき

失業ないし求職活動は、当事者の意思によって作出され、維持される。そして、要保障事故として把握され、社会保障給付が行われる。社会保障法上の給付は通常稼働能力の低下喪失や当事者の意思を媒介しない要保障事故に対して行われるが、失業ないし求職活動は、この点で独自性を有している。

ところが、社会保障法学はこの点を自覚してこなかった。社会保障法学は経済成長期に失業は主たる研究領域とせず、その後の高齢社会の到来とともに医療福祉へと問題関心を移していった。労働市場、社会保障制度の在り方というマクロの視点と、失業者ないし求職者の権利義務というミクロの問題が交錯するこの領域について、法的研究の必要性が認識されるに至ったのはリーマンショック以降である。

筆者は、この問題について大学院修士課程からイギリスを研究対象国として選定し、少しずつ研究に従事してきた。本書はその時々に関心事に従って執筆した既発表論文の一部を元としている。既発表論文を大幅に削り、書き加え、移し替えた上に、半分以上は新たに執筆することになった。本書各章のベースとなった論文は次の通りであるが、ほとんどが原形を留めていない。

序章及び第1章 本書のために執筆

第2章 「イギリスの非正規雇用と社会保障」季刊労働法218号(2007年)

第3章 「イギリスにおける『福祉契約』の特質」週刊社会保障2502号(2008年)、「世帯単位の失業給付」週刊社会保障2606号(2010年)及び「公的扶助法における自営業者の位置付け」週刊社会保障2821号(2015年)

第4章 「失業給付における自発的な離職」山田晋ほか編『社会法の基本理念と法政策』(法律文化社、2011年)及び「職業紹介拒否を理由とする給付制限—イギリスにおける判例法理の展開」経済論集44巻6号(2012年)

第5章 「職業訓練受講拒否を理由とする失業給付の給付制限」経済論集44巻4号(2012年)及び「中間的就労の『危うさ』—イギリスにおける立法と司法」賃金と社会保障1606号(2014年)

第6章 「失業労働法の今日的意義—求職者法試論」良永彌太郎・柳澤旭編『労働関係と社会保障法』（法律文化社、2013年）

本書は筆者が研究者生活を開始して以来の研究テーマにつき一応のまとめを行ったに過ぎず、未だに習作に過ぎない。叙述には統一感を欠き、分析方法や文章作法も稚拙であり、反省すべき点の多いことを認めざるを得ない。

本書のような拙い書物でも、その完成に至るまでには多くの方々からのご指導とご協力を頂いた。河野正輝先生には、厳しくかつ暖かいご指導を頂き、研究者としての自立まで導いて頂いた。河野先生には感謝の言葉もない。良永彌太郎先生には、大学院時代に研究テーマをご示唆頂いた。小さな種が実を結ぶまで、実直に研究することの大切さを教えて頂いた。社会法研究会（九州地区）においては、法律学が対話の学であることを身をもって学ぶ事で、研究会の先生方には不出来な私をいつも支えて頂いた。同研究会は私にとって得がたい研究の場であり、社会法研究会の存在なくして今の私はなかった。このような師や研究者仲間にも恵まれたことに感謝したい。この小著がいささかでも学恩に報いることになれば望外の幸せである。

勤務先の佐賀大学経済学部にはたいへん恵まれた研究環境を与えてもらった。佐賀大学経済学部スタッフには心より感謝している。

また、本書の刊行にあたっては、法律文化社小西英央氏にひとかたならぬご尽力を賜った。小西氏には企画段階から数年にわたってご助言頂いただけでなく、私の拙い原稿や面倒な校正作業に大変忍耐強くおつきあい頂いた。改めて御礼申し上げる。

最後に私事にわたるが今日に至るまで精神的援助を惜しみなく与え続けてくれた両親と妻にも心から感謝したい。

なお、本書は佐賀大学経済学会叢書として刊行される。

2015年8月

丸谷浩介